明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務五七）　二
〔告　示〕
○インマルサット船舶地球局の具備すべき電波を定める件の一部を改正する件（総務二五六）　一七
○常時聴守をしなければならない船舶地球局及び海岸地球局並びに当該船舶地球局及び海岸地球局が聴守しなければならない周波数を定める件の一部を改正する件（同二五七）　一九
○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件（同二五八）　二三
○インマルサット携帯移動地球局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件（同二五九）　二六
○インマルサット船舶地球局等の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件（同二六〇）　二七
○宇宙無線通信を行う無線局（インマルサット船舶地球局、インマルサット携帯移動地球局及び航空機地球局（一、六二六・二MHzを超え一、六六〇・五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）を除く。）の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値を定める件の一部を改正する件（同二六一）　二七
○無線設備規則第四十九条の二十三の三及び第四十九条の二十三の四に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件（同二六二）　二八
○周波数割当計画の一部を変更する件（同二六三）　二八
○使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示（厚生労働二八二）　三一
○厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示（同二八三）　三三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三五
特殊法人等
国立研究開発法人情報通信研究機構平成二十八事業年度財務諸表、企業年金基金設立・変更関係　四二
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　五七
会社その他
会社決算公告　六〇